

○総務省令第四十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許
手続規則及び無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十七日

総務大臣 川端 達夫

無線局免許手続規則及び無線設備規則の一部を改正する省令
（無線局免許手続規則の一部改正）

第一条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正
する。

別表第二号第2注25(6)中「ときは」を「場合には」、「内容を記載すること。」を「内容（）」に
、「場合には」を「ときには」に、「免許の番号」を「免許の番号）」に改め、同注中(10)を(11)とし
、(7)から(9)までを(8)から(10)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局
にあつては、終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局
にあつては、所有者又は占有者）との間における終了促進措置に係る合意その他の実施の
内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局

に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

ア 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくするMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

イ 当該特定基地局の通信区域（当該特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域をいい、包括免許に係る特定基地局にあつては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域をいう。エにおいて同じ。）に係る都道府県内を常置場所とする構内無線局

ウ 簡易無線局

エ 当該終了促進措置に係る協議の申入れがあつた特定小電力無線局（特定基地局の通信区域に係る都道府県内で運用しているものに限る。）

（無線設備規則の一部改正）

第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表十の項及び十一の項を次のように改める。

<p>十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>
<p>継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間</p>	<p>陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>五〇</p>
<p>の携帯無線通信が可能な場合、その中継を行</p>	<p>陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>五九</p>
<p>う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>

<p>以下同じ。 ()の送信設備</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの</p>	五九	六一
<p>十一 符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガ</p>	五九	六一

チップのもの

(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を

<p>行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符</p>	<p>八七</p> <p>四七</p>

<p>号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>六七</p>
<p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>
<p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p>			
<p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>			
<p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試</p>			

<p>験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	
<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>
<p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>その他の周波数の電波を送信する場合</p>
<p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が</p>	<p>八七</p> <p>五八</p>
	<p>八七</p> <p>四七</p>

第十四条の表十四の項を次のように改める。

	<p>毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>			
<p>十四 シング ルキャリア 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。）</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>	

<p>無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>
<p>第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている</p>		

る陸上移動局の送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）

第二十四条第三項の表中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同表陸上移動中継局の項無線局の種別の欄中「陸上移動中継局」の下に「（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）」を加え、同条第四項中「八一五MHzを超え八四五MHz以下、」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七六三MHz以上八一三MHz以下を除く。） イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

		陸上移動局	
七七三MHzを超え八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置		八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
二五MHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。） イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。） イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値
五二デシベル以下の値	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。） イ 七一八MHz以上七四八MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。） イ 八一五MHz以上八四五MHz以下及び八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の三・八四MHz幅で（二）六〇デシベル以下の値
	ウ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下		任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第四項第三号の表基地局の項を次のように改める。

基地局	七・一八MHzを超え七・四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信				
		九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置			
	ア 三・〇MHz以上一・〇〇〇MHz未満（七・六三MHz以上八・一三MHz以下を除く。）	ウ 一・〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz以下	イ 九・〇MHz以上九・一五MHz以下及び九・四五MHz以上九・六〇MHz以下	ア 三・〇MHz以上一・〇〇〇MHz未満（九・〇〇MHz以上九・一五MHz以下及び九・四五MHz以上九・六〇MHz以下を除く。）	ウ 一・〇〇〇MHz以上一・二・七五GHz以下
	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値	任意の三・八四MHz幅で（一）六〇デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

九〇〇MHzを超え九一	装置 八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置			装置		
ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	
任意の一〇〇kHz幅で（	任意の一MHz幅で（一） 五二デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一） 四七デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で（一） 五七デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一） 五二デシベル以下の値	任意の一MHz幅で（一） 四七デシベル以下の値	

	<p>五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>未満（九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。）</p> <p>イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）</p> <p>ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>（一）五七デシベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値</p>
--	-------------------------------	--	--

第四十九条の六第一項中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改める。

第四十九条の六の四第一項中「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は」に改め、同項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz」に改め、

MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の五第一項中「九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八三二MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八三二MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の九第一項の表基地局の無線設備の項周波数の欄中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」

を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHz」に改め、同表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項周波数の欄中「八一五MHz」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHz」に改め、同条第二項第一号中ニをホとし、イからハマまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

第四十九条の六の十一第二項第一号イ中「又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」を削る。

別表第一号注31(1)才及び別表第二号第12の2中「815MHz」を「718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHz」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則（以下「旧規則」という。）第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令

による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。